

令和8年度学校評価の実施について

1 学校評価の実施について

(1) 法的根拠

【学校教育法施行規則】

第5節 学校評価

(学校運営自己評価と結果公表義務)

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(保護者による学校評価)

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するように努めるものとする。

(準用規程)

第79条中学校 第104条高等学校

(2) 学校評価実施方法

① 年度初め・・・自己評価シートの作成

学校経営方針に基づき、各分掌で自己評価シートを作成する。

② 自己評価(中間評価)・・・前期終了後(10月)

各分掌で決定した「最重点目標」について、「評価」を記入する。評価基準は、次の通りです。

状 況	評価	達成状況
十分目標を達成した	S	100%以上
目標を達成した	A	80%以上 ～ 100%未満
概ね目標を達成した	B	60%以上 ～ 80%未満
達成できなかった	C	60%未満

③ 評価を「A」以上にするために、後期に改善する点を具体的に記入する。

④ 外部評価・・・10月

自己評価(中間評価)を、外部評価者に説明し意見を伺う。

⑤ 自己評価(最終評価)・・・年度末(2月)

⑥ 外部評価・・・3月